

FAO / WHO 合同食品規格計画第 26 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2004 年 11 月 1 日 (月) ~ 11 月 5 日 (金)

場所 : ボン (ドイツ)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3.	栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件素案 (Part B：食物繊維含有量について (ステップ 7))
	より包括的な定義とそれに関する分析方法についての提案
4.	ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン案 (ステップ 7)
	表示を目的とした栄養素参照量の追加及び改正案についての報告
5. (a)	乳児用調整粉乳の改正規格案 (ステップ 7)
(b)	[乳児用調製粉乳 [及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳] の改正規格素案] Section B：特殊な医療を目的とした調製粉乳 (ステップ 4)
6.	乳児及び年少幼児の穀物を主原料とする加工食品の改正規格案 (ステップ 7)
7.	乳幼児用食品の特別用途食品に使用される無機塩及びビタミン配合物の助言リストの改正素案 (ステップ 4)
8.	健康強調表示の科学的根拠についての勧告素案 (ステップ 4)
9.	栄養及び特殊用途食品部会へのリスク分析の適用に関する討議資料
10.	トランス脂肪酸の定義についての討議資料
11.	その他の業務及び今後の作業
12.	次回の開催日時及び開催場所
13.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 26 回栄養・特殊用途食品部会概要

日時：2004 年 11 月 1 日（月）～11 月 5 日（金）

場所：ボン（ドイツ）

参加国及び国際機関：61 カ国 28 国際機関 合計 265 人

我が国からの出席者：厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課食品国際企画調整官 梅田珠実、同基準審査課新開発食品保健対策室衛生専門官 田中弘之、終 寿珠、内閣府食品安全委員会事務局評価課添加物係 成岡知子、薬事・食品衛生審議会委員 吉倉 廣、（独）国立健康・栄養研究所食品表示分析・規格研究部長 山田和彦、（独）食品総合研究所食品機能部機能生理研究部長 鈴木平光、（財）日本健康・栄養食品協会 田中喜代史、国際酪農連盟日本国内委員会 土田 博、高瀬光徳、難波和美

主要議題の審議概要

（1）栄養表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件素案（Part B：食物繊維含有量について）（ステップ7）

食物繊維の定義については、生理的機能も定義に含めることで概ね合意した。重合度について、3 単鎖以上 (DP3) とすることについて議論されたが、米国は DP10 以上を提案し、我が国、EC、カナダ、オーストラリア、タイ、IDF 等はこれに反対した。これについては、次回に議論することとなった。

また、植物由来の物質に限定すべきとの提案が出されたが、我が国及び EC 等が動物由来物質も含むべきと発言し、両者を含む解釈となった。量的基準及び定量方法に関する討議は、定義が確定していないことから次回に検討することとなった。

本議題については、ステップ6とし、次回の部会で再度議論することとなった。

（2）ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン案（ステップ7）

表示を目的とした栄養素参照量（NRV）の追加及び改正案についての報告

第 27 回コーデックス総会においてステップ5が採択され、ステップ6に進められた。

ビタミン、ミネラルの原料源については、天然及び合成を含む旨を明示し、純度については、FAO/WHO、国際薬局方等認知された基準を採用し、そのような基準が無い場合には、国内法等を考慮するとされた。

ビタミン、ミネラルの最大含有量の設定基準については、最大値を決めるに

際し、栄養所要量のみに基づくべきではない、とされた。

本議題については、ステップ 8 に進め、第 28 回コーデックス総会に最終採択を勧告することとなった。

なお、NRV については、南アフリカを座長とするワーキンググループにおいて、改訂 NRV 作成の原則、リストに掲載すべき栄養素、性別、年代、各国の現状等を含めた討議資料を作成することとなった。

(3) 乳児調整粉乳の改正規格案

昨年 of 部会において、1 つの規格の中に下記 2 つのセクションを設けることが合意され、セクション A については第 27 回総会においてステップ 5 が採択され、ステップ 6 に進められた。

Section A : 乳児用調製粉乳の改正規格案 (ステップ 7)

規格の範囲、製品の定義、必須成分及び品質要件、食品添加物、表示についてそれぞれ討議され、必須成分及び品質要件についてはドイツを中心としたワーキンググループ (日本も参加) により、2004 年末までに提案書 (母乳中のアミノ酸組成表を含む) を作成し、ESPGHAN (ヨーロッパ・小児栄養消化器肝臓病学会) へ提出すること、ESPGHAN はワーキンググループが提案した栄養素の最小・最大レベルに関して、その科学的分析を含めた文書を 2005 年 6 月までに準備することが合意された。食品添加物、表示についても次回部会で引き続き討議することとなり、最終的には必須成分について基礎的な再検討が必要なため、ステップ 6 に戻し、更にコメントを求めることとなった。

Section B: 特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改正規格案 (ステップ 4)

製品の定義について、「これら特殊医療目的の調整乳が乳児にとって唯一の栄養源である」との表現があったことから、日本は「唯一」の削除を求め、カナダ等数カ国が賛成した。ドイツ、EC 等が削除に反対し、これについては現状のままとされた。

必須成分及び品質要素、食品添加物については、セクション A と密接な関連があり、同様の問題があることから、必須成分及び品質要素についてはドイツを中心としたワーキンググループ、食品添加物についてはスイスを中心としたワーキンググループにおいて検討することとなった。部会は、当規格案をステップ 3 に戻し、更なるコメントを求めることとなった。

(4) 乳児及び年少幼児の穀物を主原料とする加工食品の改正規格案 (ステップ 7)

第 27 回コーデックス総会においてステップ 5 で採択されステップ 6 に進め

られた。項目別に検討を行った結果、添加物については食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）の意見を求めることとなった。

本議題については、ステップ6に戻し、次回で更に検討することとなった。

（5）乳幼児用食品の特別用途食品に使用される無機塩及びビタミン配合物の助言リストの改正規格素案（ステップ4）

リスト中の成分につき、JECFA や他の国際的な機関で純度基準が設定されていない場合、国内基準も用いることとされた。また、これらの物質は特殊医療目的の食品に使用できることとされた。本議題のタイトルについては、「乳幼児用食品の特別用途食品に使用される栄養素配合物の助言リスト」に変更することとされた。本議題についてはステップ3に戻し次回で更に検討することとなった。

（6）健康強調表示の科学的証明についての勧告素案（ステップ4）

時間の都合により議論はされず、提出されたコメントに基づいてフランスが勧告案を修正の上ステップ3とし、次回の部会で議論することとなった。

（7）トランス脂肪酸の定義に関する討議資料

食品表示部会（CCFL）で検討されていた、「栄養表示ガイドラインの改訂案」の最終採択に際し、第26回総会（2003年6月）は、トランス脂肪酸に関する作業をCCFL及びCCNFSDUで継続することを要請した。この決定を受け、昨年の部会においてマレーシアとデンマークが討議資料を作成することが合意された。

定義については「トランス脂肪酸とは、非共役型の、少なくとも1個のメチレン基（ $-\text{CH}_2-\text{CH}_2-$ ）によって離されているトランス配位の炭素-炭素二重結合を有するモノ不飽和脂肪酸と多価不飽和脂肪酸の全ての立体異性体。」とすることで合意された。また、この結果は表示部会に送付され、今後の取り扱いについては、表示部会の討議によることで合意された。

（8）次回会議の日程及び場所

2005年11月21日から25日にドイツ、ボンにおいて開催予定。